



## 第7章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する 行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号イ）

# 1 屋外広告物の規制誘導に関する基本的考え方

屋外広告物は、情報の伝達手段としてだけでなく、まちのにぎわいを創出するため、私たちの日常生活に大きな役割を果たしています。しかし、無秩序に氾濫すると、自然環境やまちなみと調和せず、美しい景観を阻害することになりかねません。

屋外広告物の表示及び掲出については、本計画における景観形成の方針に基づき、設置をする際には、周辺景観との調和に十分配慮することとします。

本市は、平成23年4月より「高崎市屋外広告物条例」に基づく規制誘導を行っています。同条例の中に屋外広告物の設置の際には、本計画を遵守することを責務として定めています。

## 2 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### 2-1. 全市共通事項

景観行政団体として景観計画に即した屋外広告物の規制誘導を図るため、次の許可共通基準を遵守するものとします。

#### ■ 高崎市屋外広告物条例における許可共通基準

- ① 位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること。  
--- 本計画の第3章「地域別景観形成の方針」や第4章「行為の制限に関する事項」の景観形成基準、第6章「景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針」等を参照のこと。
- ② 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成・風致の維持に配慮していること。
- ③ 材料は、腐食、腐朽若しくは損傷しにくいものや有効なさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしていること。
- ④ 自重、積雪、風圧、地震などで、脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること。
- ⑤ 交通標識、信号機などと混同せず、これらを隠さないものであること。

また、本市景観計画推進のために、屋外広告物設置の際には、次のような景観的配慮をもって屋外広告物を表示するよう努めるものとします。

#### ■ 高崎市景観計画における屋外広告物配慮事項

- ① 周辺の山並みへの眺望や道路の見通しの保全に配慮し、極力低層部に設置すること。
- ② 必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留めること。
- ③ 建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化すること。
- ④ 発光を伴うものは、連続して動光などが激しく変化しないものとする。
- ⑤ 田園地域や住宅地域においては、基調色は建築物と同系色又は白にするなど、落ち着いた色彩とすること。
- ⑥ 全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行うこと。
- ⑦ 特に大規模な工作物を伴う場合は、「高崎市景観色彩ガイドライン」に配慮して色彩の選択を行うこと。

### 2-2. 重点地域

高崎らしさの現れた景観を守っていくため、屋外広告物条例での地区指定制度を活用するなど、その場所に即した方法で規制誘導と緩和を行うこととします。

#### 重点地域のイメージ

##### I 禁止地域としての指定

- ・景観重点地区
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木
- ・史跡や文化財などの歴史的資源 等

##### II その他の地区指定

- ・景観保全型広告整備地区
- ・広告物活用地区
- ・広告物協定地区